

保 険 薬 局 の 皆 様 へ

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

岩手県では、性犯罪・性暴力被害者の尊厳を守るとともにその心情に配慮した支援を提供することによって、被害者の心身の負担軽減と健康の早期回復を図るため、被害者への産婦人科及び精神科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、法的支援等の総合的な支援を、いわて被害者支援センターを中核として関係機関が連携しながら提供する「はまなすサポート」を立ち上げることといたしました。

このため、去る8月2日、岩手県、一般社団法人岩手県薬剤師会のほか、公益社団法人いわて被害者支援センター、岩手県産婦人科医会、岩手県精神医会、岩手弁護士会及び岩手県警察との間で「はまなすサポート」に関する協定を締結しました。

今後、運営方針及び医療費公費負担要綱を定め、協力医療機関等への制度の周知を図り、10月から「はまなすサポート」としての支援を開始することを目指しております。

保険薬局の皆様におかれましても、この協定の目的を御理解の上、「はまなすサポート」の一員として、性犯罪・性暴力被害者の方が来店された場合には、その方に薬剤料等を請求せず、「はまなすサポートセンター」（いわて被害者支援センター）への御連絡、岩手県（環境生活部県民くらしの安全課）への御請求等の御協力をお願いいたします。

なお、本支援体制の詳細につきましては、10月29日（日）の盛岡市民文化ホールにおける研修の際に説明の機会をいただけるとお聞きしておりますので、その節はよろしくをお願いいたします。